

第498回 奈良地方最低賃金審議会 議事録

開催日時：令和4年6月30日（金）午後1時00分

開催場所：奈良労働局 別館会議室

奈良市法蓮町163-1 愛正寺ビル2F

1. 出席者

公益代表委員	伊東眞一、杵崎のり子、*下山 朗、深水麻里、山口宣恭
労働者代表委員	北尾 亮、松田拓実、水谷圭子、山本 勝、山根 惇
使用者代表委員	上村賢司、*小西克美、*柴田健司、*当麻和重、西田雅彦
事務局	鈴木労働局長、高木労働基準部長、箸方賃金室長、 上林室長補佐、北岡賃金調査員、竿谷賃金調査員

*はオンライン参加

2. 審議事項

- (1) 奈良県最低賃金の改正について（諮問）
- (2) 令和4年度 最低賃金等の改正に関する審議の進め方について
- (3) 令和4年度 奈良地方最低賃金審議会の審議日程について
- (4) 運営小委員会の設置、委員の選出及び委員の指名について
- (5) その他

3. 主要経過・審議結果

【上林賃金室長補佐】

おはようございます。

定刻になりましたので、第498回 奈良地方最低賃金審議会を始めさせていただきます。
本日の審議会は、「公開」で行うこととなっております。

また、審議会終了後は、議事録を作成し、奈良労働局ホームページに公開する予定となっておりますので、あらかじめお伝えしておきます。

それではまず、定足数の確認でございますが、本日、オンライン参加していただく予定の下山委員がまだ接続されていませんが、下山委員以外の委員全員にご出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定による「定足数」を満たしており、本日の審議会が有効に成立していることをご報告申し上げます。

【箸方賃金室長】

藤本の後任として、本年4月より賃金室長に着任しました箸方でございます。委員の皆様方には、お忙しい中、令和4年度第1回奈良地方最低賃金審議会にご出席を賜りまして、ありがとうございます。至らない点もあろうかと思いますが、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、伊東会長、議事の進行をよろしく願います。

【伊東会長】

本年度もどうぞよろしく願います。

それでは、令和4年度第1回奈良地方最低賃金審議会を開催します。

まず、本日の議事録の署名人を指名いたします。

私のほかに、

労働者側は、北尾委員

使用者側は、上村委員

をお願いいたします。

審議に進む前に、労働者側委員と事務局体制に交代があったということですから、まず、交代について事務局からご説明をお願いします。

(ここから下山委員がオンライン参加)

【箸方賃金室長】

まず、労働者側委員の交代についてご説明します。

労働者側委員のうち渡邊委員が退任され、新たに

山根惇委員

にご就任いただきました。山根委員、一言よろしく願います。

【山根委員】

山根でございます。1000円という大きな目標に向けて取り組んでいきたいと思っ
ているのですが、勿論使用者側の意見もございますので、話し合っ
て、少しでも目標に近付けるよう頑張っていきたいと思
います。よろしくお願いします。

【箸方賃金室長】

それでは、令和4年度の事務局体制についてご案内します。
まず、労働局長の鈴木でございます。

【鈴木局長】

労働局長の鈴木です。昨年度に引き続きましてよろしくお願
いします。

【箸方賃金室長】

次に労働基準部長ですが、恒吉が異動となり、本年4月1日
から高木洋司に交代となりました。

【高木労働基準部長】

労働基準部長の高木でございます。恒吉の後任として4月1
日に赴任しました。どうぞよろしくお願
いします。

【箸方賃金室長】

賃金室長ですが、藤本の後任として、わたくし箸方が本年
4月より賃金室長に着任しまし
た。

至らない点もあろうかと思いますが、どうぞよろしくお願
い申し上げます。
次に賃金室長補佐の上林です。

【上林賃金室長補佐】

上林です。昨年度に引き続きよろしくお願
いします。

【箸方賃金室長】

それでは、事務局を代表しまして、労働局長の鈴木から皆
様にご挨拶を申し上げます。

【鈴木労働局長】

改めまして、皆様こんにちは。大変暑い日が続いてござ
いますが、今年度もご協力を願
いいたします。

本日は、ご多忙のところ第498回奈良地方最低賃金審議
会にご出席を賜り、誠にあり
がとうございます。本日は、令和4年度第1回目の審議
会でございますので、開会に際しま
して一言ご挨拶を申し上げたいと思
います。

委員の皆様方におかれましては、日頃より、労働行政、とりわけ、賃金行政につきまして、多大のご理解とご協力を賜り、この場をお借りいたしまして、厚く御礼を申し上げます。

奈良県最低賃金につきましては、昭和48年度に新設発効して以降、改正諮問を重ねてまいりました。

今年度につきましては、先日6月28日に厚生労働大臣から中央最低賃金審議会に対し、改定の目安を諮問したところをございまして、今後、中央における審議の状況を踏まえつつ、奈良地方最低賃金審議会の運営を進めてまいりたいと考えております。

昨年度の地域別最低賃金につきましては、地域別最低賃金改定の目安が時間額表示に一本化されて以来最高額となる28円で示される中、奈良県最低賃金におきましても866円で28円の引き上げとなり、また全国加重平均額は930円で、同じく28円の引上げとなり、どちらも大幅な引き上げとなったことをご承知のことと思います。

そのような状況の中で、長引くコロナ禍の影響による厳しい社会経済状況が未だ続いており、また、ウクライナ情勢等による原油など原材料価格の上昇などが県内の経済、雇用に大きな影響を及ぼしており、奈良労働局におきましても、最低賃金及び賃金の引き上げに向けた環境整備を図るために、中小企業、小規模事業者の生産性向上等のための支援や雇用維持の支援等の実施に努めているところをございしますが、まだまだ経済、雇用情勢については先行き不透明であり、予断を許さない状況にあります。

私ども事務局といたしましては、円滑な審議会の運営ができますよう、審議資料の整備、充実に努めてまいります。委員の皆様方におかれましては、コロナ禍やウクライナ情勢等の県内の経済、雇用への影響を含め、最低賃金を取り巻く諸般の状況等を総合的にご勘案いただきまして、ご審議を賜りますよう、よろしくご願ひ申し上げます。

以上、簡単ではございますが、冒頭のご挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくご願ひいたします。

【箸方賃金室長】

事務局体制に関する説明は、以上のとおりでございます。

それでは、伊東会長、議事の進行をよろしくご願ひします。

【伊東会長】

下山委員がつながったようですので、これで全員出席となりました。

それでは、議事を進行いたします。

議題（1）「奈良県最低賃金の改正について（諮問）」

の審議に入ります。

事務局から説明をお願いします。

【箸方賃金室長】

それでは、奈良県最低賃金の改正につきまして、奈良労働局長から奈良地方最低賃金審議会の会長あて諮問をさせていただきます。

奈良労働局長の鈴木から伊東会長に「諮問文」をお渡ししますので、伊東会長、鈴木局長ともに事務局後ろに設置しております「奈良労働局ボード」の前まで移動をお願いします。

(諮問文の受け渡し)

【伊東会長】

それでは、ただ今の「諮問文」をもちまして、奈良労働局長からの「諮問」をお受けすることといたします。

【箸方賃金室長】

それでは、「諮問文」の写しを委員の皆様にお配りしますので、しばらくお待ちください。オンライン参加の委員の皆様には画面上に映し出しますのでご覧ください。

お手元に行き渡りましたでしょうか。それでは、内容を確認していただくために、私から「諮問文」を読み上げたいと思います。

奈勞発基0630第3号
令和4年6月30日

奈良地方最低賃金審議会
会長 伊東 眞一 殿

奈良労働局長
鈴木 伸宏

奈良県最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、奈良県最低賃金（平成7年奈良労働基準局最低賃金公示第1号）の改正決定について、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和4年6月7日閣議決定）及び新しい資本主義実行計画工程表並びに経済財政運営と改革の基本方針2022（同日閣議決定）に配意した、貴会の調査審議をお願いする。

以上でございます。

【伊東会長】

はい。ありがとうございました。

では、次に、諮問の趣旨につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【鈴木労働局長】

それでは、私から諮問の趣旨について、ご説明申し上げます。

ただ今、奈良県最低賃金の改正決定について諮問をさせていただきました。

今年の政府の方針といたしましては、6月7日に閣議決定されました「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」及び「新しい資本主義実行計画工程表」並びに「経済財政運営と改革の基本方針2022」これは、机上で資料配布させていただいているところですが、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」においては、最低賃金について、「物価が上昇する中で、官民が協力して、引上げを図るとともに、引上げ額については、公労使三者構成の最低賃金審議会で、生計費、賃金、賃金支払能力を考慮し、しっかり議論していただくことが必要である」とされたところであり、あわせて、「新しい資本主義実行計画工程表」及び「経済財政運営と改革の基本方針2022」においては、「最低賃金については、生計費、賃金、賃金支払能力を考慮しつつ、その引上げを図り、できる限り早期に全国加重平均が、1000円以上となることを目指す」ことも盛り込まれております。最低賃金の引上げに当たっては、企業が賃上げしやすい環境整備が必要です。これについては、「経済財政運営と改革の基本方針2022」にも記載のあるとおり、

- ・ 中堅・中小企業の活力向上につながる事業再構築・生産性向上の支援、
- ・ 適切な価格転嫁が行われる環境の整備、
- ・ 抜本的に拡充した賃上げ促進税制の活用促進、
- ・ 賃上げを行った企業からの優先的な政府調達等

政府全体として、賃金引上げの機運の醸成に向けて取り組むことが重要と考えています。

奈良労働局としましても、引き続き、関係機関とも連携して、引き続き支援に取り組んでまいります。

6月28日に厚生労働大臣から中央最低賃金審議会に改定の目安について諮問がなされたところでございます。

奈良県においても、以上のことを踏まえた奈良の実情に応じた審議をお願い申し上げます、趣旨説明とさせていただきます。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

【伊東会長】

ありがとうございました。それでは、諮問に関連する資料をあらかじめ用意してもらっていますので、事務局から説明をお願いいたします。

【箸方賃金室長】

それでは、説明させていただきます。

お配りいたしました会議資料の資料No.4から順にご覧ください。

資料No.4は、令和4年5月に発表されました「月例経済報告（令和4年5月）」でございます。

これは、景気に関する政府の公式見解を示す報告書で、内閣府が景気の動向指数に基づい

て、毎月とりまとめているものでございます。

冒頭の基調判断の部分で経済全般を総括的に評価し、個人消費、設備投資、住宅建設、公共投資、輸出入など個別の要素などの動向についても言及しております。

15頁の資料No.5は、2022年1月から3月期の「第167回中小企業景況調査」の結果について、独立行政法人中小企業基盤整備機構から公表されたものでございます。

この調査は、中小企業庁及び独立行政法人中小企業基盤整備機構が中小企業施策の企画・立案に必要な基礎資料を収集するために、四半期ごとに調査、公表をしているものでございます。対象業種は製造業、建設業、卸売業、小売業、サービス業の5業種で、全国の約19,000社の中小企業が対象となっております。

そして、そのうち小規模企業（製造業・建設業は従業員20人以下、卸売業、小売業、サービス業は従業員が5人以下）の占める割合は、原則として80%程度になるように調整されているとのことでございます。

17頁の資料No.6は、近畿財務局奈良財務事務所が公表しております「奈良県内経済情勢報告 令和4年4月判断」でございませう。

この報告は経済指標や次の資料No.7でご説明いたします法人企業景気予測調査、それに企業ヒアリングなどをもとに、奈良県内の経済概況がとりまとめられたものでございませう。

20頁の資料No.7は、資料No.6と同じく近畿財務局奈良財務事務所が公表しております「法人企業景気予測調査 令和4年4～6月期調査 奈良県下の調査結果」でございませう。

これは、奈良県に所在する資本金1千万円以上の法人企業（ただし、電気・ガス・水道業及び金融・保険業は、資本金1億円以上）106社を対象に経済の状況並びに今後の見通しに関する基礎資料を得ることを目的に実施されるものでございませう。

27頁の資料No.8は、「奈良県経済の概況・経済指標（奈良県・全国）」でございませう。

この資料は、一般財団法人南都経済研究所が発行しております「ナント経済月報 6月号」から、奈良県経済の概況と奈良県と全国の経済指標を抜粋したものでございませう。

35頁の資料No.9は、「令和4年春闘要求妥結状況」でございませう。

この資料は、日本労働組合総連合会と日本経済団体連合会から発表されたもの、それから、奈良経済産業協会様にご協力をお願いして集計した資料をつけております。ご協力に感謝申し上げます。

45頁の資料No.10は、「令和3年賃金構造基本統計調査の概況」でございませう。賃金構造基本統計調査につきましては、国が実施する最も重要な統計の1つといたしまして「基幹統計」に指定されているところでございませう。

調査対象数は78,474事業所、有効回答数は56,465事業所、有効回答率72.0%であり、本概況は、有効回答数は56,465事業所のうち、10人以上の常用労働者を雇用する民営事業所49,122事業所について集計したものでございませう。

ご参考までに申し上げますと、61,62頁のところに、短時間労働者の賃金関係の資料が掲載されております。

67頁の資料No.11は、「定期給与の推移（全国・奈良県）」でございませう。

この資料は、厚生労働省が奈良県を通じて実施しています「毎月勤労統計調査」の公表結

果を、事務局でとりまとめたものでございます。

68頁の資料No.12は、「奈良県の一般職業紹介状況（令和4年4月分）」でございます。

この資料は、県内の公共職業安定所における状況を奈良労働局の職業安定課がとりまとめ、公表しているものでございます。

78頁の資料No.13は、「令和3年度奈良県の最低賃金改定状況」でございます。

この資料は、昨年度（令和3年度）の「奈良県最低賃金」と「特定最低賃金」の改定状況などを、事務局でとりまとめたものでございます。

79頁の資料No.14は、「地域別・年次別最低賃金額及び引き上げ率の推移」でございます。

この資料は、地域別最低賃金につきまして、ランク別に過去5年間の改定状況をとりとまとめたものでございます。

80頁の資料No.15は、「令和3年度 奈良地方最低賃金審議会 開催状況」でございます。

この資料は、昨年度（令和3年度）の奈良地方最低賃金審議会の開催状況などを、事務局でとりまとめたものでございます。

本日の審議会では、以上の資料を提出させていただきました。以上でございます。

【伊東会長】

ありがとうございます。

それでは、先ほど事務局から説明がありました改正諮問の趣旨並びに関係資料につきまして、何かご質問等はございますか。

なければ、次に進めさせていただきます。

議題（2）「令和4年度 最低賃金等の改正に関する審議の進め方について」の審議に入りたいと思います。事務局から説明をお願いいたします。

【箸方賃金室長】

はい。それでは、ご説明します。

まず、最低賃金法第25条第2項では、「最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。」と規定しています。

そして、同条第3項では、「専門部会は、関係労働者を代表する委員、関係使用者代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもって組織する。」と規定し、公労使の委員が同数をもって組織することとされており、その委員の数は9人以内ということになっております。

また、同条第5項で、最低賃金の改正の決定について調査審議を行う場合は、関係労使の意見を聴くこととなっております。以上でございます。

【伊東会長】

はい。ただいま事務局から説明がありましたように、具体的な調査・審議は、専門部会を設置し、また、審議会等で関係労使の意見を聴いて行うこととなります。

つきましては、「専門部会委員の選任」及び「関係労使の意見聴取」に関して、事務局から

説明をお願いいたします。

【箸方賃金室長】

はい。それでは、ご説明します。

専門部会の委員につきましては、本審の委員と同様に関係労使からの推薦によりまして、その候補者のうちから任命することになっております。

委員の推薦公示につきましては、本日の審議会終了後に行う予定にしております。なお、公示期間につきましては、本日6月30日から7月14日までとする予定でございます。

また、関係労使の意見聴取につきましては、関係労使から意見を聴く旨、及び、意見は意見書の提出を持って行う旨を公示することとされております。その公示につきましては、本日6月30日から7月21日までという予定でございます。

なお、関係労使からの意見聴取につきましては、法の定めにより、意見書の他、当該意見書を提出した者、その他関係労働者、関係使用者のうち適当と認められるものをその会議に出席させる等によりまして、意見を聴くということも併せて定められております。

以上でございます。

【伊東会長】

はい。ありがとうございます。それでは、ただ今の事務局の説明について、ご質問等がございますか。

それでは、本年度の審議会の審議の進め方について、他に委員の皆さんから何かございますか。

松田委員、よろしくをお願いいたします。

【松田委員】

すみません。労働者代表の松田と申します。私のほうからですが、令和4年度奈良地方最低賃金審議会における、最低賃金の審議を行うにあたり、最低賃金審議会令第6条第5項の適用についてご提案させていただきたいと思っております。

まず、最低賃金法につきましては、「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする」としているものであり、この法の目的を踏まえれば、我々、最低賃金審議会委員は、一日でも早い発効を目指すべきであると考えます。

毎年の審議会の審議にあたりましては、各委員ともに確認いただきまして、10月1日に発効できるよう日程調整をさせていただいておりますが、結果としまして、10月1日に発効できない審議会日程になる場合もございます。

しかしながら、この日程調整にあたりましては、審議会が連日開催となれば、公労使それぞれの委員が審議会に臨むにあたって、打ち合わせ等ができないとの意見を踏まえ、最近は公労使ともにしっかりと意思疎通ができる時間等に配慮した日程になっているものと認識し

ています。

最低賃金審議会令第6条第5項はその条文において「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。」とあります。

公労使ともにしっかりと意思疎通をする時間等に配慮した日程で最低賃金専門部会が開かれれば、その決議内容については、その審議経過も含めて、専門部会に出席していない公労使それぞれの本審メンバー間での打ち合わせ等、意思疎通も可能であります。

であるならば、最低賃金専門部会の決議において、各メンバーの意を受けた各専門部会委員による全会一致の決議を経ることができるのであれば、本審での決議を経ることは要しないとする手続きも可能であると考えます。

以上のことから、奈良地方最低賃金審議会における最低賃金審議会令第6条第5項の適用について提案させていただきます。以上です。

【伊東会長】

はい。ありがとうございます。ただ今、松田委員より最低賃金審議会令第6条第5項の適用について提案がありましたが、今まで当審議会では取り扱っていない内容でございます。まずは「最低賃金審議会令第6条第5項の適用」とはどういうものなのか、事務局から説明をお願いいたします。

【箸方賃金室長】

松田委員からの説明と重複する内容も含まれておりますが、改めて最低賃金審議会令第6条第5項についてご説明します。

お手元にお配りしております「令和4年度版最低賃金決定要覧」149頁の中ほどをご覧ください。

最低賃金審議会令第6条第5項では、「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。」とあります。

この条文の趣旨としましては、最低賃金審議会の意思決定は原則として総会、総会とは本審のことですが、総会の議決によってなされるものであり、専門部会を置いた場合においても、当該専門部会の意思決定がそのままでは最低賃金審議会の意思決定にはならず、改めて最低賃金審議会の議決を経て初めてその意思決定となるものであります。最低賃金の決定及び改正に係る専門的、技術的事項について調査審議するため設置された専門部会の意思決定については、総会の議決を待たずに最低賃金審議会の意思決定とすることが合理的かつ効率的である場合も少なくありませんので、最低賃金審議会は、あらかじめその議決するところにより、専門部会の決議をもって最低賃金審議会の決議とすることができる、というものです。

この条文を運用するにつきましては、本来総会（本審）の議決によってなされるべき最低賃金審議会の意思決定を専門部会の議決をもって代えるものであり、その運用にあたっては総会（本審）の意向と明らかに異なる議決がなされないよう慎重に運用すべきものであります。

す。

また、包括的運用ではなく、例えば「奈良県最低賃金の改正」「奈良県特定最低賃金の改正」のように特定の個別事案について行うべきものであります。

本条文にて「あらかじめその議決するところにより」と規定されておりますように、本条の適用には事前の議決が必要とされますが、その時期につきましては「あらかじめ」とあるように、答申までに行われればよく、例えば、当該最低賃金の決定の諮問を行う総会（本審）において行うか、専門部会の審議が相当程度進んだ後に総会（本審）を開いて行うかは自由であります。

また、専門部会で全会一致とならなかった議決については、総会（本審）で更なる審議を行う余地もあることから、この条文の運用にあたっては、原則として専門部会での決議が全会一致で行われる場合に限るべきであり、総会（本審）での議決ではこの点を明確にしておくべきであります。

以上でございます。

【伊東会長】

はい。ありがとうございました。それでは、松田委員から提案のありました内容及び事務局からの説明を踏まえまして、他の委員の皆様で、ご発言ある方はいらっしゃいますか。

上村委員をお願いします。

【上村委員】

失礼いたします。使用者側委員の上村でございます。今、松田委員からご提案がありました。それから、労働局からも解説をいただいておりますが、専門部会は、多少の日程の配慮をいただきながら、より深い意見の交換をしているわけではあります。本審の2名の使用者側委員は、専門部会の議決には参加することはできません。我々委員は、労働局長からの委嘱を受けて最低賃金を決める最低賃金審議会場に臨んでいるわけでございますので、委員の個々の意見が尊重されない形になるのは、いかがなものかと例年申し上げておいております。意思疎通を図ってはいるものの、専門部会においては、そこに同席しない他の2名の意見は直接的には反映されません。ですから、委嘱を受けた委員が本審の場において意見を表明することは大事なことを考えておりますので、この6条5項の適用は必要ないと考えております。以上でございます。

【伊東会長】

はい。ありがとうございました。労働者側委員、何かございませんか。

【松田委員】

先程、上村委員から意見がありました、本審の委員の意見が反映されないということですが、十分な意見交換ができる時間をとっているということがありまして、専門部会につきましては、最低賃金法第25条第3号にありますとおり、代表する委員が集まって組織されて

いるものでして、代表で選出されている委員が集まって審議した結果というところですので、その結果を尊重しつつ、また、十分な意見交換をしたということもありますので、裁決を取ることは、プロセスとして問題がないのではないかと考えております。

【上村委員】

繰り返しになりますが、その場に同席していない委員と意思疎通を十分図っていたとしても、正式な意思表示をする機会が担保されないということには変わりがないと思います。

ですから、委員各自の意思表示をする場として、本審の場が必要だと考えます。以上でございます。

【伊東会長】

ありがとうございました。

その他にご意見はございますでしょうか。

(意見なし)

【伊東会長】

それでは、松田委員からご提案がありました「最低賃金審議会令第6条第5項の適用」ですが、大変残念ながら、反対の意見がありまして、全員一致で賛成するに至りませんでしたので、本年度は、この適用を見送ることといたします。議論は継続するというところで、本審議会では、今後も引き続き検討していくことにしたいと思います。

【伊東会長】

それでは、続きまして議題(3)「令和4年度奈良地方最低賃金審議会の審議日程について」の審議に入ります。

では、事務局からの説明をお願いいたします。

【箸方賃金室長】

それでは、ご説明します。

昨年度の審議会の審議経過については、会議資料80頁の資料No.15をご覧ください。大変恐縮ですが、時間的制約もございますので、読み上げての説明は省略させていただきます。

本年度の審議日程(案)をご説明します。

机上配布をしております、

「令和4年度 奈良地方最低賃金審議会日程(案)【6～8月(地域別最低賃金関係)】」
をご覧ください。

都道府県最低賃金に関しまして、厚生労働省では、毎年10月1日の発効を目標としているところでございます。

昨年度の奈良県最低賃金の発効日は、委員の皆様のご協力もあり、10月1日とすること

ができました。

今年度も委員の皆様の予定を確認し、できる限り早い発効日を模索した結果、お示しの(案)を作成した次第でございます。なお、発効日は10月1日予定となっております。

これらの案における具体的なスケジュールをご説明します。

8月5日にご答申をいただき、同日から8月22日までを異議申出期間とし、この間に異議の申出がなされましたら、異議審議を8月23日に開催してご審議いただくこととし、そして、当日にご答申をいただくことができましたら、官報公示の手続を経て、10月1日の発効予定となります。

なお、9月以降の審議日程につきましては、運営小委員会における議論、つまり、特定最低賃金の改定の必要性に関する議論を踏まえて、必要となりましたら後日に改めて日程調整をお願いし、開催時期を決定する予定でございますので、今しばらくお待ちいただきたく、また、その際はご協力をよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

【伊東会長】

それでは、本審の日程について、何かご意見はございますか。

【上村委員】

失礼します。使用者側の上村でございます。

大変ご苦勞をかけて審議日程を組んでいただいたことに感謝申し上げます。

今年の運営小委員会は8月18日となっておりますが、例年でしたら地賃の専門部会の期間中に組み込まれていたかと思えます。例年、タイトな日程の中に更に日程が組み込まれる形となっておりますが、この運営小委員会を外していただき、日程を組んでいただきましたこと、大変ありがたく思っています。また、地賃の審議と運営小委員会の特定最低賃金に関する審議は、リンクしないものですので、議論の整理もついて、進めやすいと感じているところでもあります。こういった形で、来年以降も余裕を持ったわかりやすい審議日程を組んでいただければありがたいと今年の運営に感謝しつつ、来年以降もお願いしたいということでございます。以上でございます。

【伊東会長】

はい、ありがとうございました。その他にご意見はございませんでしょうか。

【伊東会長】

それでは、

第2回本審は 7月28日(木) 13時00分から

第3回本審は 8月 5日(金) 15時00分から

第4回本審は 8月23日(火) 10時00分から

それぞれ開催としますので、日程の確保にご協力をお願いします。 次回の審議会は「公開審議」といたします。

次に、議題（４）「運営小委員会の設置、委員の選出及び委員の指名について」の審議に入ります。

では、事務局から説明をお願いいたします。

【箸方賃金室長】

はい。それでは、ご説明します。

奈良地方最低賃金審議会運営規程の第３条では、「会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会等を設けることができる」と規定しております。

これまで、本審議会では、特定最低賃金改正の必要性につきまして、運営小委員会を設置してご審議いただいております。

また、運営小委員会の委員の人数は、最低賃金審議会令第６条で、９人以内と規定されていることから、公・労・使各３名の合計９名となっております。以上でございます。

【伊東会長】

はい。ただ今、事務局から説明がありましたように、本審議会は、特定最低賃金の改正の必要性については、従来から運営小委員会を設置し、審議をしてまいりました。

そして、この審議結果を報告書として取りまとめ、本審に報告しておりました。

本年度につきましても、これまでどおりの取扱いとすることよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、本年度も運営小委員会を設置し、運営小委員会にて「特定最低賃金の改正について必要性の有無」を審議し、審議結果を報告書に取りまとめることといたします。

次に、運営小委員会の人数ですが、これまでどおり公・労・使各３名ということで、いかがでしょうか。ありがとうございます。運営小委員会の委員の人数は、これまでどおり公・労・使各３名といたします。

運営小委員会の委員は、奈良地方最低賃金審議会運営規程の第３条で、「会長が指名することになっております。

会長が指名する前に、まずは労働者側委員、使用者側委員それぞれからご推薦をいただきたいと思っております。

まずは、労働者側委員はいかがでしょう。

【松田委員】

労働者側委員の松田です。私と北尾委員、山本委員、この３名を推薦したいと思います。以上です。

【伊東会長】

はい。ありがとうございます。

それでは、次に、使用者側委員いかがでしょうか。

【上村委員】

失礼いたします。運営小委員会の使用者側委員といたしましては、当麻委員、西田委員、そして私、上村の3人をお願いしたいと思います。

【伊東会長】

はい。ありがとうございました。

それでは、公益委員からは、私、伊東のほかにも、下山会長代理、深水委員の3名といたします。よろしく願いいたします。

公労使の委員の推薦がそろいましたので、改めてお名前を確認いたします。

公益委員は伊東委員、下山委員、深水委員

労働者側は北尾委員、山本委員、松田委員

使用者側は当麻委員、西田委員、上村委員

ということで、運営小委員会の委員として指名したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

【伊東会長】

それでは、ただ今指名いたしました9名の委員の皆様、運営小委員会での審議をよろしくお願い申し上げます。

運営小委員会の開催日程は、いかがでしたでしょうか。

【箸方賃金室長】

先ほどの日程のところでご覧いただいた机上配布資料の「令和4年度 奈良地方最低賃金審議会日程（案）【6～8月（地域別最低賃金関係）】」をご覧ください。

先走った記載で大変失礼でしたが、よろしければ、

8月18日（木）13時00分開始

でお願いします。

【伊東会長】

はい。事務局から、運営小委員会を8月18日（木）13時00分開始でお願いしたいということですが、委員の皆様、よろしいでしょうか。

(異議なし)

【伊東会長】

それでは、運営小委員会は、8月18日（木）13時00分開始ということで、先ほどの9

名の委員の皆様方には、日程確保のほうをよろしくお願い申し上げます。

それでは、最後の議題となりますが、議題（５）「その他」ですが事務局から何かございますでしょうか。

【箸方賃金室長】

特にございません。

【伊東会長】

それでは次回は、7月28日（木）13時開始でございますので、よろしくお願い申し上げます。

審議の内容は、「中賃の目安報告、専門部会委員の任命（報告）、関係労使からの意見聴取」等を予定しております。

なお、次回の審議会は、本日と同様に「公開審議」といたします。

それでは、本日の審議会をこれにて終了いたします。皆様、お疲れ様でございました。